

第4章 施策の推進方針

第1節 施策の目標と体系

1. 施策目標

基本目標を効果的に実現するため、地域福祉推進の戦略を踏まえながら、次のとおり5つの施策目標を定め、総合的かつ計画的に施策を推進します。

ともに生き ともに創る 心ふれあう幸せのまち

～人の力を生かし 地域の力を高める しあわせ空間づくり～

戦 略

人の力を生かす
参加と共助の
しくみづくり

地域の力を高める
名張方式の
しあわせ空間づくり

施策目標

施策目標1 「心豊かな福祉文化の創造」

人間尊重を原点に、一人ひとりが相互に認め合い支え合う心豊かな暮らしと社会を実現するため、福祉と教育を結び、福祉を支える人と心豊かな福祉文化を創造します。

施策目標2 「地域づくりと連携して進める福祉のまちづくり」

都市内分権を推進し、市民参加を促進しながら住民主体の地域づくりと一体的に福祉のまちづくりに取り組みます。

施策目標3 「相互に支え合う信頼の絆づくり」

まちに暮らす人々が、相互にふれあい、支え合うしくみを整え、人と人、地域と地域を結ぶ信頼の絆を創造します。

施策目標4 「自立を支援する質の高い福祉サービスの提供」

自立を支援する福祉サービスの適正な利用を促進するとともに、利用者本位の質の高い多様なサービスが提供できるような体制を整えます。

施策目標5 「総合的かつ持続可能な福祉施策の推進」

社会の変化に対応して市民の健康で安心な暮らしを支えるため、戦力的かつ重点的な施策展開を行うとともに、福祉を視点に市民とともに協働して新しい公を創造します。

2. 施策の体系

施策目標にそって次のとおり体系的に施策を推進します。

施策目標	施 策
心豊かな福祉文化の創造	○人権意識の高揚 ○福祉教育の推進 ○福祉文化の創造
地域づくりと連携して 進める福祉のまちづくり	○市民主体のまちづくり ○地域ぐるみの福祉のまちづくり ○市民参加の促進 ○地域福祉活動の場づくり ○誰もが住みよいまちづくり
相互に支え合う 信頼の絆づくり	○共助のしくみづくり ○安心のネットワークづくり
自立を支援する質の高い 福祉サービスの提供	○情報提供・相談体制の充実 ○福祉サービスの適切な利用の促進 ○利用者の権利擁護 ○質の高い多様なサービスの提供
総合的かつ持続可能な 福祉施策の推進	○健康福祉のネットワークづくり ○総合的に取り組む施策 ○持続可能な行政運営

第2節 施策の展開

施策目標にそって、施策展開の方針や主な取り組みを明らかにし、市民をはじめ多様な主体と協働して、効果的に地域福祉を進めます。

1. 心豊かな福祉文化の創造

福祉は、一人ひとりの市民が年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、人間としての尊厳を持って、地域の中であたりまえに暮らすことを支援しようとするものです。ともに生きる心豊かな社会を創造するため、お互いの人権を尊重するとともに、相互に支え合い、力を合わせて、地域福祉を進めていこうという意識や気運を高めることが大切になります。

一人ひとりの主体的な参加を促進しながら、みんなの力で福祉のまちづくりを進めるため、教育と福祉の分野の連携を強化しながら、人権や地域福祉に対する市民の関心と理解を深め、人間の尊厳を基本とする心豊かな福祉文化を創造します。

目標とする指標

指 標	現 状	2007 年度目標	2009 年度目標
人権のまちづくり取り組み地区数	—	3 地区	14 地区
審議会等への女性参画率	22.4%	25.0%	30.0%
福祉ボランティア登録数	2,382人	2,900人	3,400人

施策展開

心豊かな福祉文化の創造

人権意識の高揚

福祉教育の推進

福祉文化の創造

施策の推進方針

(1) 人権意識の高揚

①人権の尊重

○日々の暮らしの中で誰もが互いに認め、尊重しあえる地域の土壌をつくり、暮らしに根ざした福祉のまちづくりや人権活動を進められるよう、「名張市人権施策基本方針」などを踏まえ、家庭、学校、職場、地域と連携して、人権意識の向上を図るための人権学習や啓発を進めます。

○高齢者、障害者、年齢、性別などに関わらず、すべての市民が尊厳を持って、その人らしく、安心してさまざまな活動に参加し、生きがいを持って暮らすために、ノーマライゼーションの理念のもとに、さまざまな制度や慣習、施設などを見直し、施設や心のバリアフリー化に取り組むとともに誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及を進めます。

○学校や生涯学習の場で人権教育を充実するとともに、人権教育の指導者の育成や人権センターを中心にさまざまな機関や団体との連携を強化するなど、さまざまな主体と力を合わせて幅広く人権施策を進めるための体制を充実します。

②男女共同参画

○誰もがそれぞれの意思や能力に応じて、社会や家庭などで生き生きと暮らし、活躍できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画に関する条例の制定や基本計画の策定などによる総合的な取り組みを行います。

○男女の固定的な役割分担意識を改め、家庭、地域、職場における制度や慣習の見直しを進めるため、学校や社会教育の場で男女共同参画に関する学習機会を充実するとともに、講演会やイベント、広報などを通して積極的な啓発活動を進めます。

○政策形成や身近な地域づくり活動など、あらゆる分野への男女共同参画を促進するため、審議会や各種団体の役員への女性の参画を促進します。

○職場での男女共同参画を進めるため男女雇用機会均等法などの適切な運用を促がすとともに、職業と家事や育児、介護などが両立できるよう家庭での男性の家事分担や子育て、介護支援などの福祉サービスの適切な利用を促進します。

○女性の特性に応じて健康で安心して暮らせるよう、母性の保護や母子保健の取り組みを充実します。また、家庭内暴力や性的嫌がらせなど、さまざまな問題についての相談機会や体制を充実します。

(2) 福祉教育の推進

○地域福祉は、一人ひとりが地域で自分らしく暮らしていけるように、すべての人々の力で進めていくものです。誰もが地域福祉の担い手として、それぞれの役割に応じて地域福祉の活動に参加し、協働して福祉のまちづくりが進められるよう、地域福祉について積極的な情報提供、イベントや講演会の開催、広報活動などを進め、市民の地域福祉への関心や理解を深めます。

○児童・生徒の福祉に対する知識や関心を高めるため、学校における福祉、健康教育を積極的に進め、総合的な学習時間を活用したまちづくり活動への参加、福祉ボランティアの体験などを通し、地域の人々や高齢者、障害者など多様な人々との交流を深める機会を充実します。

○生涯学習や社会教育における健康づくりや福祉教育を充実し、さまざまな学習の成果を生かして福祉のまちづくりやボランティア活動などが進められるよう、学校、公民館、福祉施設等との連携を強化します。また、公民館や学校を活用して、地区の実情に応じて住民の創意を生かしながら、地域の福祉活動や交流の拠点となる地区保健福祉センター「まちの保健室」を段階的に整備します。

(3) 福祉文化の創造

○誰もが地域の中でともに生き、ともに支え合いながら、人としてのしあわせを実感することができる心豊かな福祉文化を育むため、地域づくり委員会、自治会・区、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、学校など、さまざまな分野の機関や組織のネットワークを形成し、地域福祉についての情報提供や体験機会を充実し、協働して地域福祉を推進する気運を高めます。

○地域福祉を推進するための担い手を育成するため、社会福祉協議会や大学等研究機関と連携して、人材育成プログラムの作成や地域福祉講座、各種の研修会を開催します。

○豊かな自然や歴史・文化、さまざまな文化的背景を持つ市民の力など、名張の地域資源を生かしながら、成熟した社会にふさわしい質の高い生活文化を育むため、生涯学習と福祉、地域づくりとの連携を強化し、総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「人間尊重を原点に 自立と支えあいでつくる 福祉の理想郷」を共有しながら、「ひとり1ボランティア運動」を展開するなど、市民ぐるみで福祉のまちづくりに取り組みます。

2. 地域づくりと連携して進める福祉のまちづくり

誰もがしあわせを実感できる暮らしを創造するためには、一人ひとりが自身の選択と責任のもとに、自身の夢の実現やさまざまな問題の解決を図るために主体的に行動していくことが必要です。同時に、地域のさまざまな生活課題の解決に向けて、積極的に地域づくりに参加し、力をあわせていくことが不可欠です。こうしたことから、名張市では、地域住民の自立や主体性を尊重しながら「自分たちのまちを自分たちでつくる」という住民自治を確立するため、住民主体の地域づくりに積極的に取り組んでいます。

地域福祉は、一人ひとりの主体的な参加のもとに、人々の力を合わせてさまざまな生活課題の解決を図ろうとするものであり、地域づくりそのものであるといえます。

これまでの地域づくりの経過や成果を生かしながら、「人の力を生かし 地域の力を高める」という戦略を踏まえつつ、地域の資源や特性を生かした地域福祉活動を進めるための計画づくり、地域福祉への市民参加のしくみづくり、多様な人々の活動や交流の場づくりなどに取り組み、地域づくりと一体的に福祉のまちづくりを進めます。

目標とする指標

指 標	現 状	2007 年度目標	2009 年度目標
自治基本条例の制定	—	制 定	運 用
地域ビジョン策定地区数	—	5 地区	14 地区
市民活動に参加する市民の割合	22.5%	25.0%	30.0%
ボランティアコーディネーター数	1 人	2 人	5 人
ボランティアアドバイザー数	27 人	50 人	80 人
地区保健福祉センター設置数	—	5 箇所	14 箇所
夢づくり広場（小規模複合施設）数	—	60 箇所	100 箇所

施策展開

地域づくりと連携して進める
福祉のまちづくり

市民主体のまちづくり

地域ぐるみの福祉のまちづくり

市民参加の促進

地域福祉活動の場づくり

誰もが住みよいまちづくり

施策の推進方針

(1) 市民主体のまちづくり

①地域づくりの推進

○名張市の最大の資源である人の力を生かし、住民自治を基本に、地域で暮らす住民が主体となって地域づくりを活発に展開できるよう、地域予算制度など財政的な支援、地域振興推進チームの派遣など人的支援、地域づくりに関する情報提供、公民館の地域委託など活動拠点づくりなどを引き続き進めます。さらに、自治基本条例の制定など制度面の充実、地域住民の意向を踏まえながら各種事務の地域への委託・委譲を進め、都市内分権を積極的に進めます。

○住民やNPO、行政などさまざまな主体が、地域づくりの理念や将来像を共有しながら、協働して個性豊かな魅力ある地域づくりを進めるため、地域づくりの基本的な指針となる地域ビジョンの策定を促進し、総合計画をはじめとする行政計画に反映します。

○地域間の交流・連携を強化し、地域資源の相互利用を進めるなど、地域間の相互補完のしくみづくりや共通の課題の解決に向けた協力体制の充実などに取り組みます。

②ボランティア・市民活動等の促進

○福祉をはじめ環境・教育・文化などのさまざまな分野のNPOやボランティアなどの市民活動がそれぞれの長を發揮しながら活発に進められるよう、市民活動支援センターを中心に市民活動に関する情報提供、相談、人材育成などの支援、団体間の交流機会の拡充などを進めます。

○生活者の視点を重視しつつ、多様な市民のニーズに対応するためNPO等と行政の協働事業の実施、行政事務の委託などを進めます。

(2) 地域ぐるみの福祉のまちづくり

①地区福祉活動計画づくり

○誰もが安心して地域で暮らし続けるためには、住民相互の交流や支え合いが不可欠です。地域における福祉は住民が主体であるという基本的な考え方のもとに、各地区の地域づくりと一体的に福祉のまちづくりを進められるよう、各地区の地域ビジョンやまちづくり計画のなかに、地域福祉の推進に関する事項を定めるよう働きかけるとともに、社会福祉協議会と連携して福祉活動に関する情報交換を行うなど、各地区の地域福祉の活動を推進するための計画づくりを支援します。

○地域づくり委員会を中心として地域におけるさまざまな生活課題を身近な地域で解決していくため、地域の実情や住民の意向を尊重しながら、社会福祉協議会と連携して、地区社会福祉協議会の再編や活性化を進めるなど、地域福祉の推進体制を充実します。

○身近な地域で健康づくりや地域福祉の活動が進められるよう、情報提供・相談体制の充実、活

動拠点の整備などを進めます。

②地域福祉を支える人づくり

○地域には、市民の相談に応じ援助を行う民生委員・児童委員や各分野の専門員のほか、健康づくり保健委員、食生活改善推進員、福祉ボランティア、その他の各種サークルやグループなど、地域福祉活動を担う人々が大勢います。多様な人々が力を合わせて、福祉のまちづくりが進められるよう、地域づくり委員会などを中心に組織化し、地域福祉に関する話し合いや学習、計画的な活動を進めるなど、地域の多様な人材を発掘し、生かすことができるように努めます。

③協働のネットワークづくり

○地域福祉を効果的に進めるためには、多様な主体がそれぞれの特徴や役割を踏まえながら、相互理解と協力のもとに協働して取り組むことが求められます。地域に暮らす住民を中心に関係団体や福祉施設、行政などの連携を密にし、さまざまな活動や福祉サービスをつなぐなど、多様な協働のネットワークづくりを進めます。

(3) 市民参加の促進

①地域福祉の意識高揚

○地域福祉に対する市民の意識と関心を高め、幅広い市民の参加のもとに地域福祉を推進するため、生涯学習や学校教育における福祉教育の充実、講演会やイベントの開催、わかりやすい広報活動などによる情報提供を進めます。

○高齢者や障害者、子どもなどさまざまな人々が身近な地域で気軽にふれあうことのできる場や機会を拡充し、住民相互の交流と理解を深めるとともに、協力してさまざまな課題の解決を図るための土壌を形成します。

②ボランティア活動などの充実

○社会の変化を背景に市民の福祉ニーズが増大、多様化するなか、さまざまなニーズに対応するためには、行政などの公的な福祉サービスのほか、ボランティア・NPO・市民グループなどの役割が重要性を増しています。各種の意識調査で示されるボランティア活動などに対する市民の高い関心を、実際のボランティア活動につなげるため、市民活動支援センターや社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動についての積極的な情報提供や広報活動、ボランティア養成講座の開催などを進めます。また、NPOやボランティア団体の活動を促進するため、情報交換、施設・設備の提供、各種の研修会や交流会の実施など、積極的な支援を行います。

○ボランティアに対する関心を高めるため、教育委員会や社会福祉協議会と連携して、学校教育や生涯学習、研修会などを通して、ボランティア活動への参加や体験の機会を拡充します。また、企業等に対しボランティア活動についての理解を深めるよう働きかけ、企業や職員の積極的な地域貢献活動への参加を促進します。

- 「ボランティアをしたい人」と「ボランティアの協力がほしい人」を結びつけるため、インターネットなどを活用し、ボランティア団体やNPOの活動内容の紹介や参加者の募集などの情報提供を進めます。また、市民がボランティア活動に参加しやすくするため、社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の専門員（ボランティアコーディネーター）やボランティア活動に関する相談・助言を行う相談員（ボランティアアドバイザー）の養成を積極的に行い、市民が気軽にボランティアについて相談できるような体制を整えます。

（４）地域福祉活動の場づくり

①地区保健福祉センターの整備

- 地域づくりと一体的に地域福祉を推進するため、公民館や学校など既存施設を活用して、地域の実情や住民の意向を反映しながら地区保健福祉センター「まちの保健室」を整備し、身近な地域で介護予防などの健康づくりや地域福祉活動を推進するとともに、健康づくりや福祉サービスについての情報提供や相談窓口を整えます。

②小規模複合施設「夢づくり広場」の整備

- 歩いていける身近な地域で、住民が相互に協力し、支え合いながら福祉のまちづくりに取り組めるよう、自治会やNPO、福祉法人などが主体となって設置、運営する複合的な機能を備えた近隣住区における健康福祉の拠点「夢づくり広場」の整備を促進します。
- 身近な住民の居場所として、近隣住民が気軽に集い、交流するとともに、住民ぐるみの健康づくりや支え合い活動の拠点として活用できる施設整備を支援します。また、地域の実情に応じて、支援が必要な高齢者、障害者などが身近な地域で暮らし続けながら、さまざまな福祉サービスが利用できる小規模で複合的な機能を備えた福祉施設の整備など、住民やNPO、事業者などの創意を生かした事業展開や施設整備を積極的に支援します。

（５）誰もが住みよいまちづくり

①誰もが利用しやすい施設整備

- 誰もが利用しやすく、自由に活動できるような生活環境を形成するため、公共施設をはじめとし多くの人が利用する施設のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めます。

②人にやさしい交通環境の整備

- 高齢者や障害者が利用しやすく、快適で安全に移動できるような交通環境を形成するため、道路のバリアフリー化や歩道の整備を進めるとともに、必要に応じて適切な交通規制やコミュニティゾーンの設置などを促進します。
- 自動車を運転できない高齢者や子どもなどが自由に移動することができるよう、バス・鉄道などの公共交通機関と連携して、利用者のニーズに対応した利便性の高い運行体系や低床バスの普及などを促進します。また、コミュニティ・バスの運行や移送ボランティアの普及など新し

い交通システムの導入を図るなど、地域間交流や快適な生活が送れる移動手段の整備を進めます。

③安全で安心な生活環境の整備

○安全、安心な地域社会を創造するため、自主防災隊、婦人防火クラブなどの自主防災組織を充実するとともに、防災・防犯に関する啓発や情報提供、防災訓練や研修会などを実施します。

○一人暮らしの高齢者や障害者が、地域のなかで安心して暮らせるように緊急通報システムを充実し、新たに身体障害者在宅介護支援システムの整備を検討するなど、暮らしの安全の確保に努めます。また、民生委員・児童委員や自治会などと連携し、災害弱者に対する連絡体制の整備や安全確保対策を進めます。

○警察や関係団体と地域住民の連携を強化し、防犯・安全パトロールを行うなど地域ぐるみで防犯活動や青少年の健全育成を進めます。

④地域資源を生かした潤いのある生活環境の整備

○豊かな自然や文化など地域資源を活用し快適な生活環境を形成するとともに、地域の魅力を高め地域内外の人々の交流を促進するため、住民が主体的に進める地域づくりの支援、まちの景観形成、自然を生かした広場や公園、市民農園の整備などを進めます。

○美しい快適な生活環境を形成するため、環境教育の推進や園芸福祉の普及、身近な美化運動や緑化推進運動などを促進するとともに、地域住民のマナーの向上を図り、空き地の雑草の放置、路上駐車、ゴミのポイ捨ての防止などに努めます。

3. 相互に支え合う信頼の絆づくり

地域で安心して暮らしていくためには、自立を基本に、できるだけ身近なところで、お互いに支え合い、助け合うことができるようなしくみを整える必要があります。

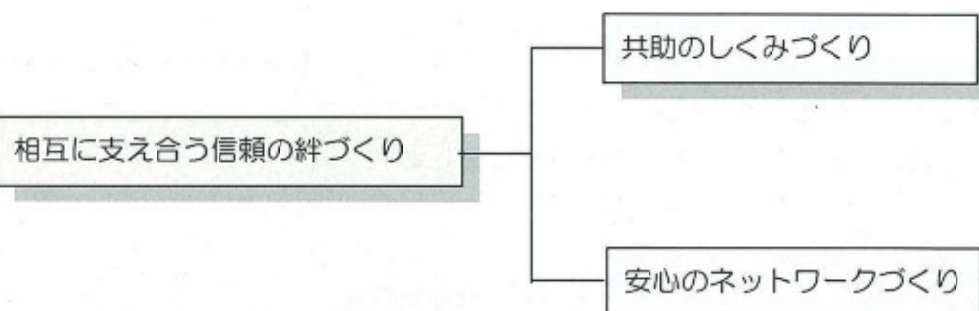
少子高齢化が進むなか、思いやりの気持ちを大切にしながら高齢者の健康づくりや地域での見守り、子育て支援や青少年の健全育成など、地域でできる住民相互の支え合いや助け合いの活動を積極的に進めます。

地域における住民の多様なニーズに対応するため、地域住民の支え合いを基本に、NPOやボランティア、社会福祉法人、企業、行政などと連携、協力して地域福祉を進めるとともに、保健・医療・福祉をはじめ教育やスポーツ、交通などの分野をつなぐなど、住民の安心な暮らしを支える多様なネットワークを形成し、信頼の絆に結ばれた、心豊かな暮らしと地域を創造します。

目標とする指標

指 標	現 状	2007 年度目標	2009 年度目標
地域通貨の活用	—	導入・活用	活用
近隣の付き合いに満足する市民の割合	83.2%	85.0%	88.0%

施策展開



(1) 共助のしくみづくり

①住民の交流と助け合いの促進

○近隣住民の交流を深めるため、あいさつ運動、声かけ運動をはじめとし、「ふれあいサロン」や「子育て広場」などの取り組みを促進するとともに、気軽に話し合い、地域福祉活動が進められる身近な福祉活動の場となる「夢づくり広場」の整備を支援します。

○ひとり暮らしの高齢者や子育て中の親が孤立しないように、地域住民の日常的な見守りや声かけ運動などを促進し、悩みを抱える人や支援が必要な人の早期発見に努め、ともに助け合い、地域のなかで予防・解決に取り組めるような体制を整えます。

②共助のしくみづくり

○住民同士の多様な支え合いの活動を広げ、コミュニティの活性化につながるよう、住民、企業、事業者、ボランティア団体、NPOなどの連携と協力のもとに、気がねなく福祉をはじめとするサービスの交換ができるよう、地域通貨、時間預託制度などの導入・普及を促進します。

○地域のさまざまな生活課題の解決に向けた住民の助け合いが継続的に展開されるよう、有償ボランティアやコミュニティビジネスなどの研究や情報提供を進めます。

(2) 安心のネットワークづくり

①保健・医療・福祉のネットワークの形成

○「まちの保健室」の整備を進め、地区内の医療機関や福祉施設、学校、公民館などの施設を結ぶ保健・医療・福祉のネットワークを形成し、住民が主体となって進める健康づくりや地域福祉活動を支援するとともに、いざというときに安心な体制を整えます。

○支援を必要とする人に対して、その状態に応じた保健・医療・福祉サービスを組み合わせ、サービスの量などを総合的に調整する体制や、地域のボランティア活動などと連携して、在宅での生活全般を支援するケアマネジメント体制を整備します。

②多様な主体をつなぐネットワークづくり

○NPOやボランティア団体、地域づくり委員会、福祉施設をはじめ、文化・スポーツ・環境など、さまざまな分野の組織や団体と協働して、身近な生活課題に対応して総合的、効果的に地域福祉活動が進められるよう、地域の人々や団体を結ぶネットワークづくりを進めます。こうした地域のネットワークを活用して、きめ細かな福祉ニーズや課題の発見とその対応を進めるなど安心な地域づくりを進めるとともに、ボランティアや地域福祉活動への住民参加を促進します。

③地域間のネットワークづくり

○名張市は市街地や住宅地、農業集落などさまざまな性格の地域から構成されています。それぞれの地域の特性や資源を生かしながら、個性豊かな魅力ある地域づくりを競いあうとともに、地域づくりや地域福祉についての情報交換を進め共通する課題に対して協働して取り組むなど、地域間の交流・連携を促進します。

○住宅地の住民が集落部の森林や田園を活用して園芸福祉の活動を進めるとともに、集落部の住民が市街地の空き店舗や地区施設を活用して農産物の販売を行うなど、地域資源や施設の共同利用や地域間の相互補完を促進します。

4. 自立を支援する質の高い福祉サービスの提供

利用者の立場にたった多様な福祉サービスの提供を促進するとともに、利用者がこうした福祉サービスについて、必要な情報を入手でき、さまざまな疑問や課題について、身近に相談することができるようなしくみや体制を整えます。

また、福祉サービスが必要になったときにも、利用者が人として尊厳を持って生活できるよう、利用者のさまざまな権利が守られるようにします。さらに、利用者の普段の暮らしや生活の質を高める視点を重視し、家族や地域住民とのふれあいや支え合いを大切にしながら、できる限り家庭や身近な地域で質の高い福祉サービスが利用できるようなしくみや体制を整えるとともに、名張市の地域特性に根ざした新たな地域福祉のしくみやサービスを創り出すなど、人間尊重を基本に、地域でともに生きる質の高い福祉サービスが提供できるようにします。

目標とする指標

指 標	現 状	2007 年度目標	2009 年度目標
保健福祉サービスや相談体制の満足度	45.2%	49.0%	55.0%
市民福祉ガイドブックの作成・活用	—	作成・活用	活用
地区保健福祉センター設置数 *	—	5箇所	14箇所
夢づくり広場（小規模複合施設）数*	—	60箇所	100箇所

*「2. 地域づくりと連携して進める福祉のまちづくり」と共通目標

施策展開

自立を支援する質の高い
福祉サービスの提供

情報提供・相談体制の充実

福祉サービスの適切な利用の促進

利用者の権利擁護

質の高い多様なサービスの提供

(1) 情報提供・相談体制の充実

①情報提供の充実

- 市民が必要な時に福祉に関する情報を手軽に入手できるよう、福祉サービスをわかりやすく紹介する名張市民福祉ガイドブックや各種のパンフレットの作成、広報誌やホームページなどを活用した福祉サービスについての情報提供を積極的に進めます。また、福祉サービスの情報提供にあたっては、高齢者や障害者など対象者となる市民に応じて、当事者にわかりやすい内容や方法で行うように努めます。
- 行政や福祉事業者などが行う公的な福祉サービスだけでなく、地域づくり委員会や地区社会福祉協議会、ボランティア団体などの福祉活動についての情報を集収、整理するとともに、インターネットなどを活用して、多様な主体を結ぶ保健福祉の情報ネットワークづくりを進めます。
- 市民が適切な福祉サービスを選択できるよう、福祉サービス提供者によるサービス内容についての広報や評価結果の公表など、積極的な情報公開と情報提供を促進します。
- 地域づくり委員会、地区社会福祉協議会、ボランティアやNPOなどと協働し、身近な地域の社会資源（人材・福祉施設・生活関連施設など）について、わかりやすく紹介する「（仮称）福祉ガイドマップ」を作成するなど、身近なところで保健福祉について豊富な情報が入手できるような体制を整えます。

②総合的な相談体制の充実

- 社会の変化を背景に、市民が抱えている問題は複雑・多様化している現状にあります。市民のさまざまな相談に総合的に対応し、適切に福祉サービスにつなぐことができるよう相談窓口や体制を充実します。
- 社会福祉協議会、在宅介護支援センター、障害者生活支援センター、保健センター、子ども支援センターをはじめとし、各種の社会福祉施設の相談体制や機能を充実するとともに、さまざまな相談機関を結ぶネットワークを形成し、多様な問題についての相談に対して、総合的かつ専門的な対応ができるような体制を整えます。
- 市民の抱える問題に的確に対応することができるよう、相談員に対する専門的な研修会の開催や各種の事例研究を行うなど、相談員の資質の向上を図ります。

③身近な相談窓口の整備

- 保健・福祉サービスは多岐にわたり、専門的な相談窓口が数多く設置されていることから、どこに行って相談すればよいかわからないといったケースも少なくありません。身近なところで気軽に相談ができ、専門的な相談やサービスが受けられる機関、地域のNPOやボランティア

団体につなげるなど、相談内容に応じてすばやく的確な対応が行えるよう身近な保健福祉の相談窓口となる「まちの保健室」の整備を進めます。

○地域づくり委員会、民生委員・児童委員、健康づくり保健委員、地区社会福祉協議会などの交流・連携を強化し、地域住民が抱えるさまざまな問題に対して、幅広く対応できる体制を整えます。

○身近な暮らしの問題を解決するため、地域福祉の最先端で活躍している民生委員・児童委員の活動が効果的に進められるよう、福祉サービスの制度改革、地域福祉活動などについての研修会の開催や意見交換、情報収集等の活動を支援します。

④当事者間のネットワークづくり

○世代や障害など、同じ立場の人々が悩みや不安を話し合い、理解を深めながら相互に相談できるよう交流の機会を拡充するなど、当事者間のネットワークづくりを促進します。

(2) 福祉サービスの適切な利用の促進

①適切なサービス利用の促進

○地域には児童虐待や家庭内暴力など、さまざまな問題に直面しながら、誰に相談してよいかわからず困っている人もいます。また、一人暮らしの高齢者など、近隣の見守りが必要な人々も少なくありません。こうした人々が安心して地域で暮らすため、日常的な近隣のふれあいや交流を深めながら、地域の見守りの活動を促進し、問題の早期発見に努めるとともに、地域づくり委員会を中心に、民生委員・児童委員、健康づくり保健委員、地区社会福祉協議会、地区保健福祉センターが連携しながら、地区のきめ細かな地域福祉のネットワークづくりを進め、地域活動の中で把握したニーズを専門機関等と協力しながら、適切な福祉サービスに結びつけることができる体制やしくみを整えます。

○医師による訪問健診、保健師が行う健康増進の訪問指導、ホームヘルパーが行う日常生活の支援活動などの地域訪問活動をととして、家庭がかかえる保健福祉ニーズの把握に努め、保健・医療・福祉などに関する専門的な相談や保健福祉サービスの適切な利用につなげます。また、市民のかかりつけ医（ホームドクター）の普及を進め、適切な相談や医療サービス等が受けられるようにします。

②サービス利用の支援

○利用者の立場にたった質の高い福祉サービスが提供されるよう、利用者の相談に応じサービス提供者に対して要望や改善提案を行う介護相談員などの活動を充実し、利用者とサービス提供者が対等な立場で、サービス内容などについて話し合うことができる環境を整えます。

○地域にはさまざまな福祉ニーズがあり、介護保険や支援費制度など公的なサービスだけでは、十分に対応できないケースも少なくありません。行政の窓口ではこれまでとすれば、私的な

サービスについての情報提供や相談に応じられても、地域やNPO、企業などが提供するサービスに関しては関知しないといった傾向がありました。行政の中立性を確保しつつ、公私協働のネットワークを整え、支援が必要な人々の状態や意思に応じて、公的サービスとNPOやボランティアによるさまざまなサービスを組み合わせ、適切な支援が行えるような総合的な調整のしくみや体制について研究を進め、多様なサービスの利用を支援できるようにします。

(3) 利用者の権利擁護

①地域福祉権利擁護事業の充実

○認知症の高齢者、知的障害者、精神障害など判断能力が不十分な人々が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用の支援や日常的な金銭管理などを援助する地域権利擁護事業について、積極的な情報提供を進めるとともに、相談体制を充実するなど、わかりやすく、利用しやすい制度の運用に努めます。

②成年後見制度の利用支援

○認知症などにより判断能力が不十分な人で、財産管理や契約などの法律行為を自分でできない人を支援する成年後見制度について広報を行うとともに、相談窓口を設置し、適切な活用を推進します。また、成年後見制度の活用が必要な人で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、市長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。

○地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の運用にあたっては、緊密な連携を行い効果的に市民の権利を擁護できるように努めるとともに、総合的な対応が行えるよう支援体制の充実に努めます。

③福祉サービスに対する苦情への適切な対応

○福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、サービスの向上を図るためには、福祉サービスについての苦情に適切に対応することが重要です。このため、サービス事業者に対し、苦情に対応するための窓口の設置や中立的な立場で苦情の解決策を検討する第三者委員の設置など適切な対応ができる体制を整えるよう要請します。

○市や社会福祉協議会における福祉サービスに関する苦情相談体制を充実し、関係機関と連携して適切な対応が行えるようにします。

【地域福祉権利擁護事業】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人や金銭管理に不安のあるひとり暮らしなどの高齢者に対し、本人又はその代理人と社会福祉協議会との委任契約に基づき、次のようなサービスを提供する事業をいいます。

- 福祉サービスなどの利用支援
 - ・福祉サービスの情報提供、福祉サービスの手続きの代行、福祉サービスの利用料の支払い代行などを行います。
- 日常的な金銭管理サービス
 - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き、税金や公共料金、日用品の購入代金の支払いの代行や日常的な金銭管理などを行います。
- 財産保全サービス
 - ・預金通帳や証書などの紛失や盗難を防止するための預かりを行います。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利や利益を保護するために、4親等内の親族の申し立てにより、家庭裁判所が成年後見人を選任する制度です。成年後見人は財産管理や福祉施設への入所の契約など法律行為について支援します。

成年後見制度はこうした法定後見制度だけでなく、自身の判断能力が十分なうちに、将来判断能力が低下したときのために、信頼できる後見予定者をあらかじめ自身の意思で決めておく、任意後見制度があります。

（４）質の高い多様なサービスの提供

①地域に根ざした福祉サービスの提供

- 福祉施設が、地域の一員として地域に溶け込み、住民と協働して、地域福祉や地域づくりに取り組めるよう、地域住民やボランティア、NPO等との交流・連携を促進します。
- 支援が必要な人が暮らしてきた地域の風土や文化、生活様式、暮らしぶりを大切にしながら、できるだけ身近なところで福祉サービスが利用できるよう、福祉施設の立地を計画的に誘導します。また、ともに生きる地域社会を創造するため、身近な地域において、高齢者や障害者など多様な福祉ニーズに対応できるよう福祉施設におけるサービスの複合化や地域に根ざした小規模多機能施設の整備を促進します。

②サービスの質の向上

- 複雑多様化する福祉ニーズに対応してサービスの質の向上を図るため、社会福祉協議会、大学等研究機関、福祉法人等の交流の場や機会を拡充し、情報交換、研修会、共同研究などを進めます。

○福祉施設における福祉サービスの継続的な改善を図るため、利用者の相談や苦情に対する体制の充実やサービス改善活動などを促進するとともに、職員の資質の向上を図るため、職員研修などに積極的に取り組むよう働きかけます。

○福祉サービスの質を高めるためには、福祉サービス提供者が自らのサービスを自己評価することが求められます。適切な評価基準や方法による評価制度の導入や評価結果の公開を行うよう働きかけます。また、評価の客観性を確保するため、統一的な評価基準の設定や第三者を交えた評価方法などについて、関係機関と協力して検討を進めます。

③透明性の確保

○福祉サービスは公共性の高い事業であり、社会的に大きな責任がともないます。福祉事業を適正に推進するため、事業運営などについて、情報公開や利用者・住民等の参加の促進など、透明性の高い事業運営を行うよう働きかけます。

④多様なサービスの創出

○福祉サービスを充実させるためには、多様な主体が福祉サービスを担い、それぞれの特色を発揮しながらサービスを競い合うとともに、それぞれに補完・協力して、新しい取り組みやサービスを創り出すことが必要です。社会福祉法人などに加え、民間事業者やNPOなど多様な主体が福祉サービスに円滑に参入できるよう情報提供など必要な支援を行います。

○NPOやボランティアなどによる福祉サービスは、多様な生活課題に対応するために大きな役割を担っています。こうした、公的サービスとは異なる生活者の視点からの新たなサービスの創出、コミュニティビジネスへの展開などを支援します。

○生活課題に対応した地域の支え合い、福祉事業者による福祉サービスの提供、NPOなどによるサービスなどを組み合わせ、さまざまな生活課題を解決する新しいしくみやサービスを検討し、創出するための意見交換や交流の機会を充実します。

5. 総合的かつ持続可能な福祉行政の推進

少子高齢化と人口減少の進行、分権型社会への移行、国、地方の危機的な財政状況など、社会の大きな変化に対応しつつ、市民の暮らしの安心を支えるためには、行政の守備範囲や役割を抜本的に見直し、重点的かつ総合的な施策展開を行うとともに、市民と地域を起点とする新しいまちづくりのしくみを創造するなど、さまざまな改革を進める必要があります。

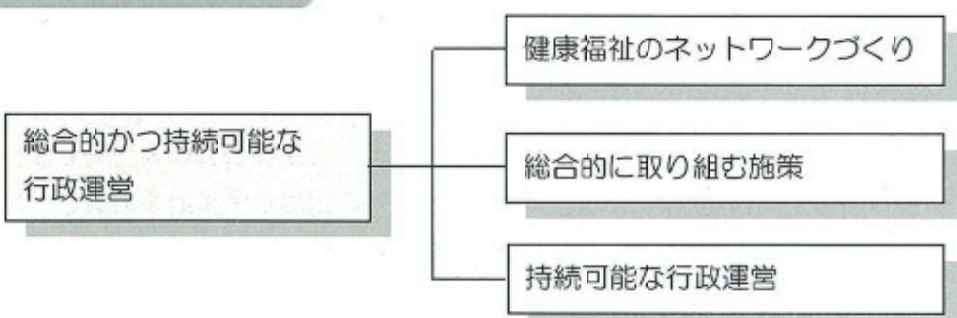
これまで高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭など対象者ごとに縦割りで、福祉行政が進められてきましたが、地域におけるさまざまな生活課題に対応するためには、専門的な取り組みとともに、それぞれの専門分野のサービスを効果的につなぎ、総合的に対応することが重要です。保健・医療・福祉をはじめ教育、環境、産業など幅広い分野や多様な主体を結ぶ健康福祉のネットワークを形成し、市民の生涯を通じた健やかで安心な暮らしを支援します。

また、厳しい行財政環境に対応して、重点的に取り組む政策分野を明らかにし、選択と集中を基本にこれまでのしくみや施策を大胆に見直し、市民とのパートナーシップのもとに持続可能な福祉行政を推進します。

目標とする指標

指 標	現 状	2007 年度目標	2009 年度目標
成人週 1 回以上スポーツ実施率	36%	42%	50%
要介護認定率	18.3%	18.0%	16.5%
保育所待機児童数（年間ベース）	50人	20人	解消
初発型非行件数	91件	80件	70件
障害者に対する住民の理解度が進んでいるとする市民の割合	17.8%	22.0%	30.0%

施策展開



(1) 健康福祉のネットワークづくり

①多様な主体をつなぐ公私協働のネットワークづくり

○市民、NPO、ボランティア団体、社会福祉法人、企業、行政など、福祉に関する多様な主体の活動をつなぎ、適切な役割分担のもとに、それぞれの特長を発揮し、協働して地域福祉を進められるよう健康福祉のネットワークを形成します。

○多様な主体が、共通する理念や指針のもとに連携し、効果的に地域福祉を進められるよう、この計画や地域福祉活動計画の広報を進め理解を得るように努めます。また、社会福祉協議会、福祉サービスの提供者、大学等研究機関と情報交流や共同研究などを進め、政策形成、人材育成、情報提供などの機能を充実するとともに、健康福祉情報ネットワークを構築し、地域福祉に関するさまざまな情報提供を進めます。

○各地区において、地域づくり委員会を中心に地区社会福祉協議会をはじめとする関係団体、社会福祉施設、医療機関をはじめさまざまな社会資源を結ぶ、地域福祉の推進のためのネットワークづくりを促進します。また、自治会・区など近隣住区における住民間の交流・連携を深め、きめ細かな見守りや支え合いの活動を促進します。

②生活関連分野をつなぐ健康福祉のネットワークづくり

○市民の健やかな暮らしづくりを基本に据えながら、健康づくりと福祉分野の連携をいっそう強化し、総合的に施策を推進します。また、高齢者、児童、障害者、低所得者、ひとり親家庭など、分野別の施策やサービスをつなぎ、総合的な相談体制の充実、横断的な施策展開、福祉施設における複合的なサービスの提供を促進します。

○保健・医療・福祉をはじめ生涯学習、環境、交通などの生活関連分野の連携を強化し、市民のさまざまな福祉ニーズに的確に対応して、総合的、効果的な施策が進められる体制を整えます。

○政策分野別の組織機構の短所を補うため、地域別の組織を組み合わせるなど、生活者と地域を起点として総合的に福祉のまちづくりが進められるよう、組織機構のあり方を見直します。

○さまざまな人々が地域の中で「ともに生きる」ため、身近な地域に分散して夢づくり広場やまちの保健室を配置するとともに、こうした地区レベルの施設と総合福祉センター、保健センター、子ども支援センターなどさまざまな市レベルの拠点、さらには、県など広域的な施設やサービスとの連携を強化し、地域における活動や福祉サービスを支援する重層的なネットワークづくりを進めます。

③世代をつなぐ支援のしくみづくり

○市民一人ひとりの人生をトータルに支援する視点を重視し、継続的な支援を行うためのしくみや体制の整備、人生の各段階（ライフステージ）に応じた支援やサービス提供などを進めます。

○子ども、青少年、成人、高齢者などの世代間交流を促進し、相互の支え合いや理解が深められるよう、世代別に区分されている施策や施設のあり方を見直し、子どもを対象とする施設へ的高齢者施設の併設など複合的な利用、多様な世代間を結ぶ施策の連携や事業を進めます。

（２）総合的に取り組む施策

①新現役世代が元気なまちづくり

○急激な高齢化の進展にともない、地域では職業能力や幅広い知識や技術を持つ退職後の元気な高齢者が増加しています。このような「新現役世代」がさまざまな分野で元気に活躍する活力ある高齢社会を創造するため、横断的な組織体制の整備、政策研究の充実、モデル事業の実施など、総合的かつ重点的に取り組みます。

○新現役世代が地域づくりや地域福祉の担い手として活躍できるよう、関係機関や地域と連携し、老人クラブの活性化、夢づくり広場など地域における交流やボランティア活動の拠点づくり、健康づくり・介護予防の充実などに取り組みます。

○高齢者が意欲や能力に応じて働き続けられるよう、就業の場づくり、シルバー人材センターや高齢者職業相談室の充実、コミュニティビジネスの起業支援などを進めます。

○新現役世代のさまざまな知識経験や技能を生かし、学校教育、生涯学習などの場での指導、世代間交流や伝統文化の継承、地域のボランティア活動などを促進します。

○支援が必要な高齢者が地域で暮らし続けられるよう、多様な福祉サービスを組み合わせ効果的に利用できる体制を整備します。

②子どもが輝くまちづくり

○次代を担う子どもたちを安心して生み育てられる子育て環境の整備や青少年の健全育成を図るため、保健福祉と教育の連携を強化し、一体的な方針のもとに施策を推進するとともに、男女共同参画や雇用、生活環境などの分野を結び総合的な取り組みが行えるような体制を整えます。

○子育てに関する相談体制や保育サービスの充実など多様な子育て支援を進めるとともに、地域づくり活動と連携して、子育てサークルやボランティア団体を育成するなど、地域における子育て支援の機能や教育力を高めます。また、公民館や公園などを活用して子ども同士が元気に遊ぶとともに、高齢者・障害のある人などさまざまな世代の人々と楽しく交流し、子どもたちが豊かな感性を育むことができるよう交流の場や機会を拡充します。

○あらゆる分野における男女共同参画の推進、雇用環境の整備、多様なニーズに対応する保育サ

ービスの提供など、仕事と子育ての両立を支援するとともに、健やかに子どもを生み育てられるよう、子どもや母親の健康づくりの支援や小児医療体制の充実、児童虐待の防止などの取り組みを進めます。

○学校における心の教育、福祉教育やボランティアの体験学習などを充実し、心豊かな児童生徒の育成を進めるとともに、学校と地域・家庭の連携を強化し、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する体制を整えます。

③ともに生きるまちづくり

○誰もが地域の中で人としての尊厳を持って暮らせるよう、教育、保健福祉、生活環境、雇用などの分野を結び、人権学習の推進、生活環境の整備、社会の制度や慣習の見直しなど、ともに生きるまちづくりを総合的に進める体制を整えます。

○障害のある人もない人も、相互に認め合い、支え合いながら地域で暮らせるよう、さまざまな交流の場や機会をつくるとともに、障害者に対する理解を深めるための啓発活動などを進めます。

○障害のある人が地域の中で自立して暮らせるよう、関係機関と連携しながら、療育体制、保育や教育の充実、相談体制や各種福祉サービスの充実、就労支援などを進めます。

○障害者や高齢者をはじめ誰もが住みやすく活動しやすい生活環境を形成するため、各種施設のバリアフリー化を進めるとともにユニバーサルデザインの普及に取り組みます。

(3) 持続可能な行政運営

①新しい公の創造

○「公開・参加・説明責任」を基本原則に、透明性の高い福祉行政の運営を行うとともに、計画、実施、評価の各段階への市民の積極的な参加を促進します。

○住民をはじめさまざまな主体がパートナーシップのもとに協働して地域福祉を推進するなど、私たちのまちや社会をともに担い、ともに創るという「新しい公」を創造するため、都市内分権を推進するなど住民主導型の地域づくりや地域福祉のしくみを整えます。

○一人ひとりの自立を基本に、相互に支え合う心豊かな地域社会を創造するため、さまざまな問題に対して、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で協力して解決にあたり、それでも解決できない問題は行政が解決するという「補完性の原則」に基づき、適切な役割分担のもとに、公私が協働して地域福祉を進めるしくみを整えます。

②行政改革の推進（持続可能なしくみづくり）

○激しい時代変化や厳しい財政環境に適切に対応するため、行政の役割やあり方を抜本的に見直し、行政が直接行っている福祉分野の事業についても、民間でできるものについては、積極的

に民間に委ねるなど、小さな政府への転換を進めるとともに、政策形成、調整、評価機能を充実するなど、質の高い効果・効率的な行政運営を行います。

○選択と集中を基本に、行政の責任で実施しなければならない真に必要で効果的な施策やサービスに重点的に取り組むため、さまざまな福祉事業やサービスの見直し、効率化を進めます。また、受益と負担のあり方を見直し、必要に応じて福祉サービスに対する適切な負担を求めるなど、持続可能な社会福祉のしくみを構築します。

○あるものを生かす知恵を発揮し、既存施設や資源の複合的な活用やネットワーク化を行うなど、社会資源の有効活用を進めます。